

提出された意見の内容と町の考え方について

【苅田町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(案)について】

No	意見の内容	意見に対する町の考え方
1	<p>個人的にはこちらの制度は賛成です。 全国自治体の7割がパートナーシップ制度に取り組んでいる中、苅田町は少し取り組みが遅いと言う印象です。右へならえではなく、やるからには先進的なことに目を向ける事よりも、当事者本人たちに制度がもたらす悪影響なども拾い上げ、法整備をしていただきたい。法整備ができるに連れて、宣誓という形ではなく男女夫婦の様な届け出で特別なものではない、当たり前ものになればいいと思います。 あと、北九州市や行橋市などと連携をとり、意見交換も積極的に行っていないのでどこに行っても同じ制度であれば引越した際に困ることが無い社会を目指してほしい。</p>	<p>苅田町としては、本制度に対する取り組みが他自治体に比べ導入が遅れた分、先進自治体の事例を取り入れ、より良い制度を作り上げていきたいと考えております。 他自治体との連携については、福岡県をはじめ当該制度を取り入れている県内の自治体と連携し、相互協定を結ぶ予定です。協定を結ぶことにより、まったく同じではありませんが、その自治体が提供しているサービスを受けることができます。</p>
2	<p>パートナーファミリーシップ宣誓制度について新しい制度の計画、検討ありがとうございます。制度について賛成します。 性的マイノリティに対し制度を改訂することに不安は感じましたが、自分が気持ちよく人生を過ごすためには、一部を見捨てている社会で生きていくのではなく、助け合いを大切に、個人的にも、制度的にも一生懸命良い社会を継続して目指している社会で生きていくことが必要だと考えました。 また、どこでも同じサービスが受けられる行政サービスのプラットフォーム化が大切で、それがあれば安心して過ごすことができると思います。 走り出しの制度であるため内容の未熟がどうだろうかと思いましたが全国約7割の自治体が導入しているとネットで見まして、母数の担保ができていて、とりあえずは安全と考えました。</p>	<p>福岡県をはじめ当該制度を取り入れている県内の自治体と連携し、相互協定を結ぶ予定です。協定を結ぶことにより、まったく同じではありませんが、その自治体が提供しているサービスを受けることができます。</p>

提出された意見の内容と町の考え方について

【荻田町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(案)について】

No	意見の内容	意見に対する町の考え方
3	<p>他自治体に倣って、同一サービスがどこでも受けられるという事は、当該者にはとてもありがたいことだと思いますので、賛成です。</p> <p>ただ、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、導入が遅れた分、他自治体でできた改善点の案件を盛り込んだ内容になれば良いと思います。または当該者の意見が反映されたものになれば良いと思います。</p> <p>パブリックコメントで意見を求めているとすれば、このパブリックコメントの周知をもう少し力を入れるべきであると思います。さらに荻田町の特色である、外国人が多く住んでいることも是非盛り込んでいただきたいです。日本人と同じ制度で困らない位なら問題ないのですが、多言語での周知を出来る方が良いなと思います。</p>	<p>荻田町としては、本制度に対する取り組みが他自治体に比べ導入が遅れた分、先進自治体の事例を取り入れ、より良い制度を作り上げていきたいと考えております。</p> <p>パブリックコメントの周知については、町ホームページと広報誌、町内公民館等において意見の募集を行いました。ご指摘のとおり周知が行き届いていない点、お詫び申し上げます。ホームページの改良やSNSの活用等今後検討してまいります。</p> <p>外国人住民に対する周知についても、SNS等を活用して行ってまいります。</p>
4	<p>宣誓制度については目的通り、差別・誹謗・中傷本事例のみならずあつてはなりません。</p> <p>しかし、この問題は内面的な要素が多分にあり国会はじめ様々な意見があり取扱いに苦慮しているのも現実です。確認したい点があります。よろしく願い致します。</p> <p>「結婚に相当する関係」・宣誓書受領証・宣誓受領カードの運用で様々な公的サービスや社会的配慮とは？当事者のみの特権？</p> <p>プライベートを配慮したものをどのように開示運用するのか？</p> <p>文中、「双方に配偶者がいないこと」とあるがどの様な扱いになるのか？例えば事業者では手当、控除等の扱い。法的に強制できるのか？</p> <p>事業者は様々な要求に対して準備できているのか？(社内規定等)</p> <p>対外的に証明できない事の生きづらさ…とあるが対外的に証明できれば生きやすくなるのか？</p> <p>当事者がよければ、それ以上にそれ以下でもありません。登録区別管理して援助する事は悪いことではありませんが本当にそれでいいのか？生きづらさ…は皆同じです。又、制度の悪用、事件(援助を装った恐喝、ママ友事件等)、訴訟の多発等も危惧されています。</p> <p>文中、町長の介入があるが本当に必要か？(対応によっては問題になる可能性も)</p> <p>スケジュールとして4月1日予定、その他の項で…町民や事業者への周知、啓発に努めます。とあるがどの様な方法でやるのか？(確認方法は)くれぐれも事業者に対し逆批判、迷惑の及ばない配慮が必要です。</p>	<p>制度については、性的マイノリティの方たちに対し、荻田町が提供する行政サービスを町の裁量の範囲で提供するものです。</p> <p>荻田町は、町民や事業者に対し、制度の趣旨について理解を求めするために周知・啓発を行います。決して強制、強要するものではありません。</p> <p>当事者本人の同意なく、個人に関わる情報を第三者に開示したり、運用を行うことはありません。</p> <p>制度の目的は、性の多様性への理解が進み、お互いに認め合い、町民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、性的マイノリティの方たちが大切なパートナー・家族として安心して生活していくことを目指し導入するものです。この制度をきっかけに、生きづらさを抱えている性的マイノリティの方たちにとってもやさしいまちづくりを進め、すべての町民の基本的な人権が尊重される明るい町の実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>町民や事業者への周知、啓発の方法としては、町ホームページや広報紙、LINE等のSNSを通じて行っていきたいと考えております。</p>